

第115回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2018年6月27日(水曜日) 午前10時

場 所 浜離宮三井ビルディング 2階

東京都中央区築地5丁目6番4号

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議決権行使期限

2018年6月26日(火曜日)
午後5時まで

本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産の
配布を取り止めさせていただくこととなりました。

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件

目 次	第115回定時株主総会招集ご通知	2
	株主総会参考書類	5
	事業報告	13
	連結計算書類	41
	計算書類	43
	監査報告	45

株式会社 三井E&Sホールディングス

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜りまして、厚く御礼申しあげます。

当社グループは、本年4月1日に、「2017年度中期経営計画（17中計）」の目標達成に向けた経営基盤の強化のため、純粋持株会社体制へ移行しました。”戦略と事業の分離”即ち、経営機能の推進部隊の分離により、グループ総合力の最大化を図ることを目的とした「三井E&Sグループ」に生まれ変わりました。当社グループは、持株会社本体が「株式会社三井E&Sホールディングス」となり、今までの各事業本部は、それぞれ三井E&S造船株式会社、株式会社三井E&Sマシナリー、株式会社三井E&Sエンジニアリングとなっております。

新体制の下、経営戦略の策定・実行のスピードを上げ、17中計ひいては「MES Group 2025 Vision」の達成を目指して全力を尽くしてまいります。

なお、当期の期末配当につきましては、現在の財務状況を踏まえ、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきます。財務体質の改善を喫緊の課題と捉え、早期の復配を果たすべくグループの総力を挙げ鋭意努力してまいります。何卒今後ともご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2018年6月

代表取締役社長CEO

田中孝雄

》企業理念

社会に人に信頼される ものづくり企業であり続けます

当社グループの事業の中心は、高い技術を基盤に地球環境にやさしく、社会や人に役立つ製品・サービスを提供する「ものづくり」です。その「ものづくり」を通じて社会の発展に寄与することで、社会や人から信頼を勝ち得ることが当社の存在意義・使命です。そして、その信頼なくしては、当社の存続はありえないと考えています。

》経営姿勢

お客様により高い満足を提供します
安全で働き甲斐のある職場を実現します
社会の発展に寄与します
企業永続のために利益を追求します



株 主 各 位

東京都中央区築地5丁目6番4号
株式会社三井E&Sホールディングス
代表取締役社長 田中孝雄

第115回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4頁の「議決権行使のご案内」に従って、**2018年6月26日（火曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|----------------|--|
| 1. 日 時 | 2018年6月27日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 浜離宮三井ビルディング 2階
東京都中央区築地5丁目6番4号 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第115期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第115期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件 |

以 上

◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、廃止させていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト >>>> <https://www.mes.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける方



会場受付に
ご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。
また、資源節約のため、本招集通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙を
ご持参ください



株主総会開催日時

2018年6月27日 (水曜日)
午前10時

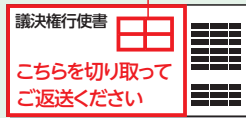
株主総会にご出席いただけない方



郵送による
ご提出

書面（議決権行使書用紙）に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

各議案の賛否を
ご記入ください



行使期限

2018年6月26日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等
ご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2018年6月26日（火曜日）
午後5時入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株式会社○○○○ 御中 20○○年○月○日 株主番号 議決権行使回数 個	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">議案</th> <th style="width: 15%;">第1号議案</th> <th style="width: 15%;">第2号議案</th> <th style="width: 15%;">下の候補者を除く</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">替 替 表 示 欄</td> <td style="text-align: center;">(賛)</td> <td style="text-align: center;">(賛)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(否)</td> <td style="text-align: center;">(否)</td> <td></td> </tr> </table>	議案	第1号議案	第2号議案	下の候補者を除く	替 替 表 示 欄	(賛)	(賛)		(否)	(否)		お 願 い 1. ○○○○ 2. ○○○○ 3. ○○○○ 4. ○○○○ 株主会社○○○○
議案	第1号議案	第2号議案	下の候補者を除く										
替 替 表 示 欄	(賛)	(賛)											
	(否)	(否)											

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

賛成の場合 「賛」の欄に○印

否認する場合 **「否」** の欄に○印

一部の候補者を否認する場合（第2号議案）
「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の
番号をご記入ください。

※インターネットによる議決権行使に必要となる、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されております。

※各議案につきましては、賛否の表示がなされない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

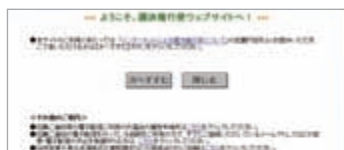
インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承願います。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2018年6月26日（火曜日）午後5時まで受け付けいたします。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセス



<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック

② ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

③ パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- (1) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

☒ パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にしてお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使に関する操作方法等がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話

0120(652)031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

操作方法等が
ご不明な場合

その他のご照会は、以下にお問い合わせください。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様 お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
- ② 証券会社に口座のない株主様 三井住友信託銀行 証券代行事務センター
(特別口座をお持ちの株主様) [電話]0120(782)031(フリーダイヤル) / (受付時間 9:00~17:00 土・日・休日を除く)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社「CJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

本年4月1日付にて持株会社体制に移行したことに伴い、広く人材を登用し、経営体制を機動的かつ柔軟に構築するため、現行定款の第23条を変更するとともに、第24条において所要の変更を行うものであります。

併せて、執行役員を設置しないこととしたため、執行役員の規定である第29条を削除し、以降の条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第23条（代表取締役、役付取締役） 取締役会は、その決議により代表取締役若干名を選定する。 取締役会は、その決議により取締役会長および社長各1名、副社長および常務取締役各若干名を定めることができる。 <u>ただし、社長および副社長は取締役または執行役員とする。</u>	第23条（代表取締役、役付取締役等） 取締役会は、その決議により代表取締役若干名を選定する。 取締役会は、その決議により会長および社長（ <u>取締役会長および取締役社長を含む</u> ）各1名、副社長（ <u>取締役副社長を含む</u> ）および常務取締役各若干名を定めることができる。
第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が在任しないときまたは取締役会長に支障があるときは社長がこれに代わる。社長にもまた支障があるときは予め取締役会の定める順序によって、 <u>他の取締役がこれに代わる。</u>	第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が在任しないときまたは <u>取締役社長がこれに代わる。取締役社長が在任しないときまたは取締役社長にもまた支障があるときは</u> 予め取締役会の定める順序によって、取締役がこれに代わる。
第25条～第28条（条文省略） <u>第29条（執行役員）</u> <u>当会社は取締役会の決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u>	第25条～第28条（現行どおり） (削除)
第30条～第42条（条文省略）	第29条～第41条（現行どおり）

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	2017年度 取締役会 出席状況
1	田中 孝雄	代表取締役社長、CEO	再任	15回／15回 (100%)
2	山本 隆樹	代表取締役副社長 社長補佐、CCO、法務部担当	再任	15回／15回 (100%)
3	蓑田 慎介	取締役 CISO、経営企画部及び人事総務部担当	再任	15回／15回 (100%)
4	西畑 彰	取締役 CTO、技術統括部及び監査部担当	再任	15回／15回 (100%)
5	塩見 裕一	取締役 CFO、IR室担当	再任	15回／15回 (100%)
6	香西 勇治	経営企画部長	新任	
7	徳久 徹	社外取締役	再任 社外 独立	15回／15回 (100%)
8	田中 稔一	社外取締役	再任 社外 独立	15回／15回 (100%)

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員候補者

候補者番号 1

た な か た か お
田 中 孝 雄

(1950年4月25日生)

再 任



所有する当社の株式数
7,900株
取締役在任年数
11年
取締役会出席状況
15回/15回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1973年 4月 当社入社
2005年 6月 理事・機械・システム事業本部事業本部長
補佐
2007年 6月 取締役・機械・システム事業本部副事業本
部長兼技術本部副本部長
2009年 6月 常務取締役・機械・システム事業本部長

2011年 6月 代表取締役常務取締役、経営企画部及び人
事総務部門担当
2012年 6月 経営企画部担当
2013年 6月 代表取締役社長、現在に至る。
2015年 4月 CEO、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

機械・システム事業本部における卓越した見識、並びに機械・システム事業本部長、経営企画部、人事総務部門担当等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に加え、持株会社体制の基盤強化のため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 2

や ま も と た か き
山 本 隆 樹

(1952年5月22日生)

再 任



所有する当社の株式数
3,800株
取締役在任年数
9年
取締役会出席状況
15回/15回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1976年 4月 当社入社
2005年 6月 人事部長
2009年 6月 取締役、総務部門及び人事部門担当、
総務部長
2011年 6月 玉野事業所長
2012年 6月 人事総務部門及び資材部門担当
2013年 6月 常務取締役

2014年 4月 監査部及び環境安全管理部門担当
2015年 4月 CCO、現在に至る。
2015年 6月 代表取締役常務取締役
2016年 4月 代表取締役副社長、社長補佐、現在に至る。
副社長執行役員、輸出管理室長
2018年 4月 法務部担当、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

人事総務部門における卓越した見識、並びに総務部長、事業所長、CCO等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に加え、持株会社体制の基盤強化のため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 3

みのだ しんすけ

蓼田 慎介

(1954年1月15日生)

再任

所有する当社の株式数
2,400株取締役在任年数
7年取締役会出席状況
15回/15回
(100%)**略歴、当社における地位及び担当**

1977年 4月 当社入社
2004年 2月 機械・システム事業本部機械工場業務
管理部長
2008年 4月 機械・システム事業本部機械工場長補佐
2009年 1月 機械・システム事業本部機械工場業務
管理部長
2009年 6月 機械・システム事業本部企画管理部長
兼 I R 室主管

2011年 6月 取締役、機械・システム事業本部長
2014年 4月 常務取締役
2015年 4月 取締役、現在に至る。
常務執行役員
2017年 4月 CISO、現在に至る。
企画本部長
2017年 8月 エンジニアリング事業本部管掌
2018年 4月 経営企画部及び人事総務部担当、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

機械・システム事業本部における卓越した見識、並びに機械・システム事業本部企画管理部長、機械・システム事業本部長、企画本部長、三井海洋開発(株)取締役等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑みて、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 4

にしは た あきら

西畑 彰

(1955年5月27日生)

再任

所有する当社の株式数
2,300株取締役在任年数
5年取締役会出席状況
15回/15回
(100%)**略歴、当社における地位及び担当**

1980年 4月 当社入社
2001年 7月 経営企画部主管
2007年 4月 船舶・艦艇事業本部千葉造船工場管理
部長
2009年 6月 船舶・艦艇事業本部企画管理部長
兼 I R 室主管
2011年 3月 経営企画部長
2011年 6月 理事
2013年 6月 取締役、現在に至る。
経営企画部担当

2015年 6月 技術開発本部担当
2016年 4月 常務執行役員、営業推進部及び
環境安全管理部門担当、
海洋事業推進部長、CISO
2016年10月 企画本部長
2017年 4月 CTO、現在に至る。
資材部門及び環境安全管理部門担当、技術
開発本部長
2018年 4月 技術統括部及び監査部担当、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

船舶・艦艇事業本部、企画本部における卓越した見識、並びに船舶・艦艇事業本部企画管理部長、企画本部長、技術開発本部長等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑みて、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 5

し お み ゆ う い ち

塩見 裕一

(1958年10月20日生)

再任



所有する当社の株式数
1,200株
取締役在任年数
1年
取締役会出席状況
15回／15回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
2010年 4月 玉野事業所経理部長
2013年 5月 財務経理部主管兼輸出管理室主管
2014年 4月 理事、財務経理部長

2015年 4月 執行役員
2017年 4月 CFO、IR室担当、現在に至る。
常務執行役員
2017年 6月 取締役、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

財務経理部門における卓越した見識、及び財務経理部長、CFO等としての優れた経営実績に鑑みて、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 6

こ う ざ い ゆ う じ

香西 勇治

(1960年2月10日生)

新任



所有する当社の株式数
1,400株

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
2005年 6月 機械・システム事業本部機械工場ディーゼル設計部長
2007年 7月 機械・システム事業本部機械工場生産計画部長
2011年 1月 機械・システム事業本部機械工場品質保証部長

2013年 6月 経営企画部長、現在に至る。
2014年 4月 理事
2015年 4月 執行役員
2016年10月 企画本部副本部長

重要な兼職の状況

三井海洋開発(株)取締役

取締役候補者とした理由

機械・システム事業本部、経営企画部、企画本部における卓越した見識、並びに経営企画部長、昭和飛行機工業(株)取締役等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑みて、新たに取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

とくひさ

とおる

徳久 徹

(1952年4月3日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
300株
社外取締役在任年数
5年
取締役会出席状況
15回/15回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1976年 4月 日本輸出入銀行入行
1999年12月 国際協力銀行ワシントン首席駐在員
2002年10月 同行開発金融研究所副所長
2004年 7月 同行国際審査部長
2005年10月 同行米州地域外事審議役
2006年 9月 同行退職

2006年10月 ヌサ・テンガラ・マイニング(株)代表取締役
副社長
2013年 6月 当社社外取締役、現在に至る。
2016年11月 ヌサ・テンガラ・マイニング(株)代表取締役
副社長退任

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由

長年、政府系金融機関の職員として、また、海外鉱山への投融資事業会社の経営者として培われた国際金融、海外投資における豊富な知識と実績を、当社グループの海外事業展開における事業性の評価やリスク管理の分野などに活かしていただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能を期待するため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社は、徳久 徹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。

独立性に関する事項

徳久 徹氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（12頁をご参照ください。）を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

候補者番号 8

た な か と し か ず
田 中 稔 一

(1945年2月7日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
2,000株
社外取締役在任年数
3年
取締役会出席状況
15回/15回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1968年 4月 東洋高圧工業㈱（三井東圧化学㈱）入社
1999年 6月 三井化学㈱取締役、基礎化学品事業
本部フェノール事業部長
2003年 6月 同社常務取締役、基礎化学品事業グループ
副事業グループ長
2004年 6月 同社基礎化学品事業グループ長
2005年 6月 同社代表取締役副社長、基礎化学品事業グ
ループ長

2007年 4月 同社基礎化学品事業本部、経営企画部、グ
ループ経営推進部、支店及び海外統括会社
担当
2009年 6月 同社代表取締役社長
2014年 4月 同社取締役
2014年 6月 同社相談役、現在に至る。
2015年 6月 当社社外取締役、現在に至る。

重要な兼職の状況

三井化学㈱相談役

社外取締役候補者とした理由

長年、大手総合化学会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般における豊富な知識と実績を有しており、当社グループの経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能を期待するため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社は、田中稔一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。

独立性に関する事項

田中稔一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（12頁をご参照ください。）を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
なお、田中稔一氏が現在相談役を務め、過去において業務執行者であった三井化学㈱との間には、プラント関連の部品及び材料などの販売並びに仕入などに関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上が同社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満であり、また、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結総売上高に占める割合は1.5%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

＜ご参考1＞当社役員等の指名に関する方針

取締役及び監査役候補者の選任にあたりましては、任意の人事諮問委員会を設置し、同委員会が取締役の選任基準及び選任案の確認を行います。また、同委員会は監査役候補者が監査役会の定める要件に合致しているかの確認を行います。社長は以上の確認を経た後、取締役及び監査役候補者の選任議案を取締役会に付議いたします。同委員会は、社長、副社長及び独立社外取締役2名の計4名を構成員とし、社長を委員長としています。

＜ご参考2＞社外役員の独立性について

当社は、東京証券取引所の独立性基準に抵触する者及び原則として以下の「社外役員の独立性基準」の要件に該当する者については独立性がないものと判断いたします。

●社外役員の独立性基準（2015年10月30日制定）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に下記の要件を加味した上で、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という）の独立性を判断する。

- ①当社若しくはその連結子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者（※1）又はその業務執行者
- ②当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
- ③当社の大口債権者（※3）又はその業務執行者
- ④当社の主要株主（※4）又はその業務執行者
- ⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥当社グループから直近事業年度に役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ⑦過去1年間に於いて①～⑥のいずれかに該当していた者
- ⑧①から⑦までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※5）

※1：当社グループを主要な取引先とする者：直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※2：当社グループの主要な取引先：当社グループの直近事業年度における取引額が、当社の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※3：大口債権者：当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がないような金融機関その他の債権者をいう。

※4：主要株主：当社の議決権保有割合10%以上の株式を保有する株主をいう。

※5：近親者：配偶者又は二親等内の親族をいう。

以 上

2017年6月28日開催の当社第114期定時株主総会において「吸収分割契約承認の件」及び「定款一部変更の件」が承認されたことを受け、当社は、2018年4月1日付で、持株会社体制に移行いたしました。本事業報告は、体制移行前の当社（当時商号：三井造船株式会社）について、記載しております。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米国では、内外需要の回復による企業収益の改善に加えて、良好な雇用・所得環境を背景に個人消費の回復傾向が続いていますが、トランプ政権の保護主義政策が及ぼす世界経済への影響が懸念されています。欧州では、外需拡大と安定的な個人消費を背景に、ユーロ圏において堅調な景気回復が持続している一方で、英国のEU離脱に対する先行き不透明感が根強く残っています。新興国や資源国では、先進国経済の回復が続く中で輸出は総じて堅調に推移し、個人消費を中心に内需も底堅い伸びを示しています。国内経済は、原油や資機材価格の上昇、円高株安の進行が見られたものの、欧米・アジア向け輸出の増加やインバウンド需要などにより企業業績は好調に推移しており、雇用・所得環境の改善で消費者マインドも上向くなど、景気は緩やかな回復基調を続けています。

このような状況下、当社グループは、2016年2月に当社グループが目指す将来像や方向性、今後の10年間にわたる会社のあり方を示す長期ビジョン「MES Group 2025 Vision」を公表し、その達成に向けたファーストステップとして、2017年2月に公表した「2017年度中期経営計画（17中計）」を当期からスタートしております。その中で「環境・エネルギー」、「海上物流・輸送」、「社会・産業インフラ」の3事業領域に注力し、「経営基盤の深化」と「グループ経営の深化」を進めていくことによりグループの総合力を発揮して利益率の向上と収益安定化を目指していく方針としております。

昨年11月14日に記念すべき100周年を迎えた当社は、「MES Group 2025 Vision」・「17中計」達成に向けた経営改革として、2018年4月1日付で船舶・艦艇事業、機械・システム事業及びエンジニアリング事業を、それぞれ吸収分割の方法によって「三井E&S造船株式会社」、「株式会社三井E&Sマシナリー」及び「株式会社三井E&Sエンジニアリング」に承継させ、持株会社体制へ移行するとともに、商号を「三井造船株式会社」から「株式会社三井E&Sホールディングス」に変更いたしました。今後は新組織体制によるグループ全体の結束力を高め、次の新たな100年に向けて引き続き企業価値の向上に取り組んでまいります。

連結業績ハイライト

売上高

7,032億円
(前期比 3.9%減)

営業損益

△**52億円**

経常利益

31億円
(前期比 79.4%減)

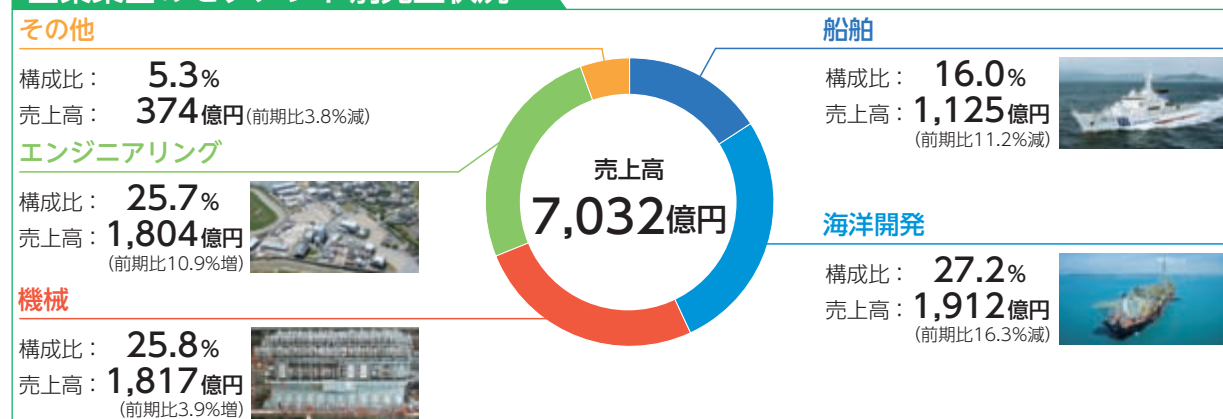
親会社株主に帰属する
当期純損益

△**101億円**

当期の連結受注高は、子会社の三井海洋開発株式会社が大型プロジェクトを受注したことなどにより、前期と比べて6,441億円増加の1兆1,607億円となりました。

売上高は、船舶及び海洋開発部門において進行基準工事売上が減少したことなどにより、前期と比べて282億円減少の7,032億円となりました。営業損益は、船舶、海洋開発及び機械部門において減益となったことにより、前期の83億円の利益から52億円の損失となりました。経常利益は、営業損失になったことに伴い前期と比べて118億円減少の31億円となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、固定資産処分益が減少したことなどにより、前連結会計年度の122億円の利益から101億円の損失となりました。

企業集団のセグメント別売上状況



▶ 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

次に掲げる製品、部品及びこれに関連する設備の設計、製造、エンジニアリング、建設・据付、販売並びに修理・保守保全に関する事業及び各種サービス業

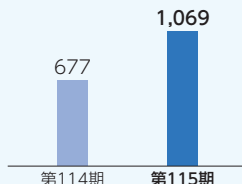
区 分	主 要 営 業 品 目
船舶	船舶、艦艇、高速旅客船、海洋構造物、水中機器、鉄鋼構造物
海洋開発	浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備
機械	船用・陸用ディーゼル機関、船用機器、ガスエンジン、蒸気タービン、送風機、圧縮機、ガスタービン、コージェネレーション設備、プロセス機器、コンテナクレーン、産業用クレーン、コンテナターミナルマネージメントシステム、遠隔操作マニピュレータ、地中埋設物・建築物探査レーダ、橋梁、港湾関連構造物、誘導加熱装置
エンジニアリング	化学プラント、海外土木・建築工事全般、発電プラント、再生可能エネルギー発電事業、ごみ処理プラント、水処理プラント、資源リサイクルプラント、PCB廃棄物処理施設
その他	情報・通信関連機器、システム開発、物流サービス、輸送用機器、不動産賃貸管理

船舶部門



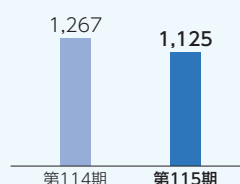
受注高

(単位：億円)



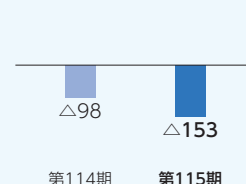
売上高

(単位：億円)



営業損失

(単位：億円)



世界の海運業界は、一昨年までの新造船の大量竣工により、依然として船腹量の過剰状況が継続しています。特にドライバルク部門においては用船料水準の低迷により、新造船の商談も低調に推移したため、苦戦を強いられた1年でした。しかしながら一方で市況には底打ち感が見え始め、わずかながらも用船料は回復基調を示し、年度後半から新造船の引き合いが増えてきました。

ガス船の分野では、原油価格の低迷に伴ってLNG輸出プロジェクトの進展が遅れており、大型LNG船の新造船商談が低迷している中で中小型LNG船では域内輸送を中心とした計画が複数見られています。

海洋開発分野では、ブラジルにおいて政治的背景等で先送りされていた開発案件が動き始め、これらに投入される浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備（FPSO／FSO）の整備も活性化し、事業環境は堅調に推移するものと見ています。

このような状況下で、当社グループは、引き続き省エネ・環境対応技術を取り入れて市場投入した新型ばら積み貨物運搬船、VLC、中小型ガス船で受注活動を展開します。また、中古タンカーの改造が主流のFPSOに対して耐久性に優れた新造船体を短納期で供給する新造FPSO船体「noah」で海洋ブランドの確立を図ります。

国防保安分野においては、本邦周辺海域をめぐる緊張の高まりから艦船・官公庁船の増強が計画されており、当社グループが有する高い技術と精度の建造技術でこれに貢献すべく、受注活動を展開してまいります。

連結の受注高は、市況低迷下にあっても中小型ばら積み貨物運搬船の受注を8隻積み上げ、その他防衛省向け艦船を含む官公庁船の受注により、前期と比べて392億円増加の1,069億円となりました。売上高はほぼ計画通りに推移し、前期と比べて142億円減少の1,125億円となりました。営業損失は、これまで大きな損失の原因となっていた海洋支援船工事がすべて完了したものの、一部の建造船で建造コストが増加したことに加え、一般商船の受注工事損失引当金の増加等により、前期と比べて55億円増加の153億円の損失となりました。

TOPICS 艦船・官公庁船相次いで引き渡し

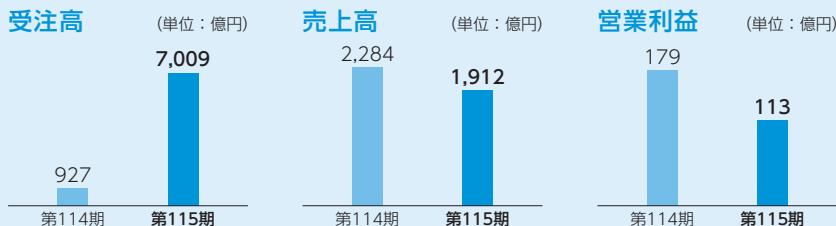
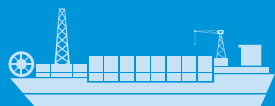
防衛省より受注し、玉野艦船工場にて建造を進めてきました潜水艦救難艦「ちよだ」（当社の造船事業会社である三井E&S造船㈱第1900番船）の引渡式及び自衛艦旗授与式が2018年3月20日に執り行われました。本艦は、優れた救難能力に加え、医療機能の拡充により大規模災害時の救援活動の拠点として活躍することが期待されています。

また、同年3月26日には国立大学法人長崎大学より受注した漁業練習船「長崎丸」（同社第1970番船）を長崎市（三重式見港）にて引き渡しました。最新鋭の調査機器を搭載した本船は、「東シナ海の水産・海洋科学をリードする国際洋上キャンパス」というコンセプトのもと建造され、洋上教育施設として活用されることが期待されています。



潜水艦救難艦「ちよだ」

海洋開発部門



原油価格は、主要産油国による協調減産措置が継続されたことなどを背景に供給過剰懸念が和らぎ、WTIは2017年末にかけて上昇し、1バレル60米ドル台で推移しています。エネルギー資源の持続的な供給の観点から石油会社による海洋油田・ガス田の開発は継続的に行われると認識しており、F P S O事業の中長期的な成長を期待しております。

このような状況にあって、当社グループは17中計に掲げた「グループ総合力の発揮による利益率の向上と収益安定化」の方針のもと、エンジニアリング部門によるF P S OトップサイドのE P C（設計・調達・建設）参入など、グループ全体で協業を強化してまいります。

連結の受注高は、大型チャータープロジェクト2件の新規受注、既存プロジェクトの仕様変更及びオペレーションサービス等により、前期と比べて6,082億円増加の7,009億円となりました。売上高はF P S O建造工事の進捗が減少したことなどにより前期と比べて372億円減少の1,912億円となり、営業利益は、前期と比べて66億円減少の113億円となりました。

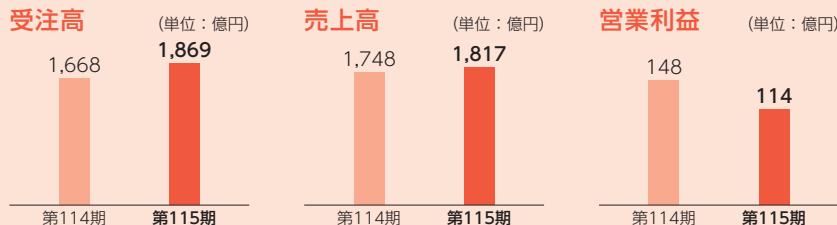
TOPICS ブラジル沖合海洋油田向け大型F P S O案件を連続受注

当社子会社の三井海洋開発(株)は、ブラジル国営石油会社ペトロbras社から2017年10月にセピア鉱区向けF P S O1基を、同じく12月にメロ(旧リブラ)鉱区向けF P S O1基を相次いで受注しました。共にブラジル沖合海洋油田で原油生産を行うF P S Oの設計・建造、チャーターサービス(リース及び運転・保守点検等のオペレーション)を提供するものです。いずれも日量18万バレルの原油生産能力を持つ大型F P S Oプロジェクトで、2021年の生産開始に向け現在建造中です。同社は、現在9基のF P S Oと1基のF S Oにより、ブラジルで生産される原油量の約3割を産出しており、同市場での圧倒的な実績を誇っています。



三井海洋開発が設計・建造し、ブラジル沖合にて操業中のFPSO

機械部門



船用ディーゼル機関については、船腹の需給ギャップが解消されず、厳しい受注環境が続いていますが十分な工事量を確保しております。生産量は大型機関の生産比率が増えたことから146基/377万馬力となり、来期も388万馬力程度を予定しています。また、前期に引き続き、NOx三次規制対応として排気ガス再循環システムを装備した船用大型低速ディーゼル機関の採用が決定しております。

産業機械については、原油価格は徐々に上昇しており石油精製関連設備である往復動圧縮機の引き合いは増加傾向にあります。一方、軸流圧縮機や炉頂圧回収タービンについては国内製鉄所から受注し、現在、需要が旺盛なインド向けの案件に注力しております。

運搬機については、東南アジアを中心に旺盛な需要があり、ベトナム向け大口案件等により受注高は前期から大きく増加しました。今後も堅調な需要が見込まれることから、需要地に近いインドネシアにコンテナクレーン製造子会社を設立いたしました。これにより、製造コストだけでなく、輸送コストも削減し、競争力強化を図ってまいります。

社会インフラについては、スリランカ向け高架橋や、国内向けでは大型鉄構構造物（沈埋函）や熊本地震で損傷を受けた橋梁の復旧工事などにより受注高・売上高とも前期から大きく増加しました。現在、国内案件では高速道路の更新工事（床版取替等）などの保全案件の比率が増加していることから、今後ともこの分野に注力してまいります。

アフターサービスを中心としたLSS事業（製品ライフサイクル対応型事業及び顧客問題解決型事業）については、海運市況が緩やかな回復傾向にあること、また、クレーンの新設増加に伴う移設・撤去・解体工事や安定稼働に向けた改修工事などにより、受注高・売上高とも前期から増加しました。

連結の受注高は、船用ディーゼル機関、コンテナクレーン、橋梁、港湾関連構造物、各種産業用機械及びアフターサービス事業などにより、前期と比べて200億円増加の1,869億円となりました。売上高はこれらの製品・事業により前期と比べて69億円増加の1,817億円となり、営業利益は、前期と比べて34億円減少の114億円となりました。

TOPICS モザンビーク ナカラ港向けコンテナ荷役クレーン案件を受注

当社の機械事業会社である(株)三井E&Sマシナリーは、この度、モザンビーク共和国・運輸交通省よりコンテナ荷役用ポーテナ（岸壁クレーン）2基、トランスターナ（ヤードクレーン）6基を受注しました。同社の大分工場にて設計・製作を開始し、現地での据付工事/試運転調整を経て3年後の引き渡しを目指します。本件は、日本政府とモザンビーク共和国政府との間で締結された円借款（ナカラ港開発（第二期））事業で、同社はアフリカ地域にケニア港湾局向けポーテナ及びトランスターナを2015年に納入して以来、合計でポーテナ6基、トランスターナ16基の受注実績を重ねています。

今後も港湾向け荷役クレーンを通じ、アフリカの国々における社会インフラ整備及び物流の発展に貢献してまいります。



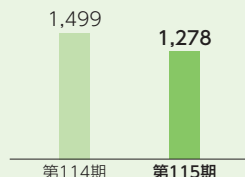
ケニア港湾局向け荷役クレーン

エンジニアリング部門



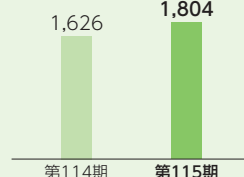
受注高

(単位：億円)



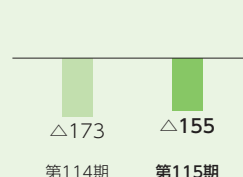
売上高

(単位：億円)



営業損失

(単位：億円)



環境・エネルギー分野については、当社グループのバイオマス発電事業として、2017年9月に市原バイオマス発電所（千葉県市原市）の建設工事を開始しました。再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）による買取価格は下落傾向にありますが、当社では今後もバイオマス発電事業を、グループ会社であるBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S社との協業で拡大していきます。また、風力発電事業では主力の陸上風力発電に加え、新たに着床式洋上風力発電を市場投入し、受注拡大に取り組んでまいります。

海外インフラ分野については、東南アジアで恒常的な電力不足が喫緊の課題ではあるものの、新たな投資計画は遅延する傾向が見られます。そのような中、既に受注しているインドネシアで2件、ベトナムで1件の石炭火力発電土木工事を進めています。

石油化学分野については、原油価格の回復により海外、国内共に市況は回復傾向にありますが、当社グループにおいては受注戦略の見直しにより、大型案件の受注を控えました。

連結の受注高は、バイオマス発電所建設工事等の受注がありましたが、前期と比べて221億円減少の1,278億円となりました。売上高は石油化学プラント建設工事や発電所土木工事の進捗などにより前期と比べて178億円増加の1,804億円となり、営業損失は、懸案となっていた連結子会社におけるプラント工事が建設完了したことなどにより、前期と比べて18億円減少の155億円となりました。

TOPICS

バイオマス発電事業化決定

伊藤忠商事(株)、大阪ガス(株)と当社のエンジニアリング事業会社である(株)三井E&Sエンジニアリングの共同出資による、バイオマス発電事業の事業化を決定しました。本発電所は(株)三井E&Sホールディングス旧千葉事業所に建設され、(株)三井E&Sエンジニアリングは本設備の施工及び運転・保守を受注しました。本件は同事業所における2件目のバイオマス発電事業となります。

シンガポール向け化学プラント完工

ExxonMobil Chemical Asia Pacific. (EMCAP) より受注した、シンガポールのジュロン島向け世界最大規模のハロブチルゴム及び接着剤用特殊樹脂の生産設備の建設が完了し、客先への引き渡しを行いました。

(株)三井E&Sエンジニアリングにとって過去最大規模のプラント建設案件であり、同社及び同社のグループ会社（米国ECI社、シンガポールMESA社）によって、遂行されました。



完工したシンガポール向け化学プラント

その他部門



受注高

(単位：億円)

394

381

第114期

第115期

売上高

(単位：億円)

389

374

第114期

第115期

営業利益

(単位：億円)

27

29

第114期

第115期

その他部門は、情報システムの開発・販売事業、不動産賃貸管理業等の各種サービス事業等により、連結の受注高は、前期と比べて14億円減少の381億円に、売上高は、前期と比べて15億円減少の374億円に、営業利益は前期と比べて1億円増加の29億円となりました。

▶ 企業集団のセグメント別情報

(単位 百万円)

区 分		受注高	売上高	受注残高
船	舶	106,947	112,472	140,543
海	洋	700,924	191,182	1,144,498
機	械	186,870	181,733	160,944
エ	ン	127,840	180,381	242,379
ジ	ニ	38,079	37,445	7,671
ア	リ			
ン	グ			
そ	の			
他				
計		1,160,662	703,216	1,696,036

(2) 設備投資の状況

当社グループの設備投資額は181億円であり、その主な内容は、当社の玉野事業所における変電設備の整備、子会社における情報システムの整備費用などであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、長期借入金407億円、国内無担保社債100億円などの調達を行い、長期借入金の約定弁済、社債の償還等に充当しております。

(4) 主要な借入先の状況

1 当社の主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	21,544百万円
三井住友信託銀行株式会社	18,159
株式会社みずほ銀行	18,093

2 三井海洋開発株式会社の主要な借入先の状況 (2017年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	26,911百万円
三井住友信託銀行株式会社	8,441
株式会社みずほ銀行	3,560

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第112期 (2014年度)	第113期 (2015年度)	第114期 (2016年度)	第115期 (2017年度)
受 注 高 (百万円)	959,784	609,621	516,577	1,160,662
売 上 高 (百万円)	816,520	805,413	731,464	703,216
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	13,298	11,813	8,304	△5,224
経 常 利 益 (百万円)	14,899	15,078	14,859	3,061
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	9,463	7,599	12,194	△10,137
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	11.63	9.40	150.87	△125.42
総 資 産 (百万円)	1,074,563	1,094,042	1,096,735	1,029,222
純 資 産 (百万円)	347,305	343,853	367,608	356,837
1株当たり純資産 (円)	292.86	290.48	3,097.79	2,958.83

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 対処すべき課題

2016年2月に公表した長期ビジョン「MES Group 2025 Vision」では、「三井造船グループは、社会に価値をつくりだすエンジニアリングチームへ」をありたい姿とし、「環境・エネルギー」、「海上物流・輸送」、「社会・産業インフラ」の3事業領域において、グループ一体となり、グループ外のパートナーとも連携し、社会のニーズ、課題に対して、新たな価値を提供していくことを掲げています。

2017年度にスタートした17中計は、「MES Group 2025 Vision」の達成に向けたファーストステップであり、変革期と位置付けています。2018年4月には、持株会社体制に移行し、船舶・艦艇事業、機械・システム事業、エンジニアリング事業をそれぞれ「三井E&S造船株式会社」、「株式会社三井E&Sマシナリー」及び「株式会社三井E&Sエンジニアリング」に承継させました。これにより、注力事業へのリソースの重点配分を進めるとともに、戦略実行にあたっての柔軟性やスピードの向上を図ってまいります。加えて、グループ内外との連携を強化し、ビジネスモデルの次世代化を加速することで、17中計のありたい姿である「グループ総合力の発揮による利益率の向上と収益安定化」を目指してまいります。

持株会社体制下において、17中計を実現していくために次の課題に取り組んでまいります。

① 遠心力と求心力のバランスの取れた体制の構築

事業会社の独立性と、総合力を発揮できるグループ経営の両面を実現する、バランスの取れた体制を構築します。

② リスクマネジメントの強化

E P C（設計・調達・建設）工事をはじめとするプロジェクトの採算確保のため、情報収集力を更に強化し、不測のトラブルを未然に防止するための体制を構築します。

③ 最適な生産体制の構築・柔軟なE P C遂行体制の確立

コスト競争力の向上、高品質でリーズナブルな製品・サービスの提供が可能となるよう、最適地生産を含めた生産体制の構築と柔軟なE P C遂行体制の確立を目指してまいります。

④ グループ財務体質の改善

複数の工事損失により近年増加した有利子負債を削減し、グループ財務基盤を強化します。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
三井海洋開発株式会社	30,122 百 万 円	50.1%	FPSOの設計、建造、リース、操業及び保守点検
昭和飛行機工業株式会社	4,949 百 万 円	65.6	輸送用機器関連の製造、販売、不動産の賃貸、管理
株式会社加地テック	1,440 百 万 円	51.3	ガスコンプレッサ、空気コンプレッサ、関連周辺機器などの製造販売
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	150 百万DKK	100.0	陸上用ディーゼル発電プラントの建設
TGE Marine Gas Engineering GmbH	3,017 千EURO	100.0	ガス燃料供給システムの設計、機器調達、製造監理等
三井造船システム技研株式会社	720 百 万 円	100.0	システムの開発、販売
三井ミーハナイト・メタル株式会社	492 百 万 円	100.0	鋳鉄・鋳鋼鋳物の製造、輸入及び販売
新潟造船株式会社	300 百 万 円	100.0	船舶の設計、建造、修理

- (注) 1. 昭和飛行機工業株式会社の議決権比率には、当社が退職給付信託として三井住友信託銀行株式会社に拠出している同社株式5,131千株（議決権比率15.7%）を含んでおります。（議決権行使の指図権は当社に留保されております。）
2. DKK…デンマーククローネ
3. 当社の100%子会社であるMesco Denmark A/Sが、持株会社としてBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sの議決権を100%保有しております。
4. 当社の100%子会社であるMES Germany Beteiligungs GmbHが、持株会社としてTGE Marine Gas Engineering GmbHの議決権を100%保有しております。
5. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社8社を含む計85社であり、持分法適用関連会社は48社であります。
6. 議決権比率は小数第2位以下を切捨てて表示しております。

(8) 主要な事業所及び営業所 (2018年3月31日現在)

1 当社

本 社	東京都中央区築地 5 丁目 6 番 4 号
幕 張 セ ン タ ー	千葉県千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地 1 ワールドビジネスガーデンマリブイースト棟
事 業 所	玉野事業所（岡山県玉野市）、千葉事業所（千葉県市原市）、大分事業所（大分県大分市）
支 社 ・ 営 業 所	北海道支社（札幌市）、東北支社（仙台市）、中部支社（名古屋市）、関西支社（大阪市）、中国支社（広島市）、九州支社（福岡市）、東九州支店（大分市）、沖縄支店（那覇市）、呉営業所（呉市）、海外 2 カ所

2 子会社

三井海洋開発株式会社	本社：東京都中央区
昭和飛行機工業株式会社	本社：東京都昭島市
株式会社加地テック	本社：大阪府堺市
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	本社：デンマーク国
TGE Marine Gas Engineering GmbH	本社：ドイツ国
三井造船システム技研株式会社	本社：千葉県千葉市
三井ミーハナイト・メタル株式会社	本社：愛知県岡崎市
新潟造船株式会社	本社：新潟県新潟市

(9) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

1 企業集団の従業員数

部 門		従業員数
船	舶	2,635名
海	洋 開 発	3,517
機	械	2,962
エ	ン ジ ニ ア リ ン グ	2,602
そ	の	1,578
全	社 (共 通)	127
合 計		13,421

(注) 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

2 当社の従業員数

従業員数	前年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,653名	64名減少	37.0歳	14.1年

(注) 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(10) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2018年4月1日を効力発生日とする会社分割による持株会社体制への移行に向けて、2017年5月22日付でMES船舶・艦艇事業分割準備株式会社（現商号：三井E&S造船株式会社）、MES機械・システム事業分割準備株式会社（現商号：株式会社三井E&Sマシナリー）及びMESエンジニアリング事業分割準備株式会社（現商号：株式会社三井E&Sエンジニアリング）との間で吸収分割契約を締結しました。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2018年4月1日付で上記(10)記載の吸収分割契約に基づき、三井E&S造船株式会社に船舶・艦艇事業を、株式会社三井E&Sマシナリーに機械・システム事業を、株式会社三井E&Sエンジニアリングにエンジニアリング事業を承継しました。また、同日付で持株会社体制へ移行し、商号を株式会社三井E&Sホールディングスに変更しております。

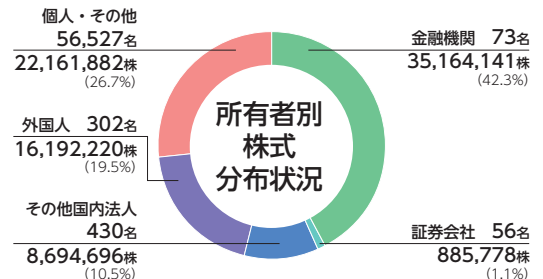
2 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 ————— 150,000,000株

② 発行済株式の総数 — 普通株式 83,098,717株
(資本金の額 44,384,954,321円)

③ 株 主 数 ————— 57,388名

④ 大 株 主 (上位10名)



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,101 千株	6.31 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,813	5.95
三井物産株式会社	2,550	3.15
株式会社百十四銀行	2,546	3.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	2,344	2.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	2,331	2.88
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	2,205	2.72
三井生命保険株式会社	1,600	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4)	1,501	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)	1,380	1.70

(注) 1. 当社は、2,269,580株の自己株式を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に当社が所有していない株式400株を含んでおります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口) の保有する当社株式は、三井住友信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であります。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年10月1日付で、当社の発行する普通株式10株を1株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況 (2018年3月31日現在)

地 位	担 当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役 社 長 CEO		田 中 孝 雄	—
代表取締役 副 社 長 副社長執行役員	(社長補佐、監査部及び人事総務部門担当、輸出管理室長、CCO)	山 本 隆 樹	—
取 締 役 常務執行役員	(エンジニアリング事業本部管掌、企画本部長、CISO)	蓼 田 慎 介	—
取 締 役 常務執行役員	(CTO、資材部門及び環境安全管理部門担当、技術開発本部長)	西 畑 彰	—
取 締 役 常務執行役員	(船舶・艦艇事業本部長)	古 賀 哲 郎	—
取 締 役 常務執行役員	(機械・システム事業本部長)	岡 良 一	—
取 締 役 常務執行役員	(CFO、IR室担当)	塩 見 裕 一	—
取 締 役	(社長特命事項)	仁 保 信 介	—
取 締 役		徳 久 徹	—
取 締 役		田 中 稔 一	三井化学(株)相談役
常勤監査役		平 岩 隆 弘	—
常勤監査役		樋 口 浩 毅	—
監 査 役		遠 藤 修	(株)GM INVESTMENTS 社外監査役
監 査 役		田 中 浩 一	(株)守谷商会社外監査役 AIGジャパン・ホールディングス(株)社外取締役

- (注) 1. CEO：最高経営責任者 (Chief Executive Officer)
 2. CCO：コンプライアンスに関する全社統括責任者 (Chief Compliance Officer)
 3. CISO：全社情報セキュリティ統括責任者 (Chief Information Security Officer)
 4. CTO：全社技術統括責任者 (Chief Technology Officer)
 5. CFO：全社財務統括責任者 (Chief Financial Officer)
 6. 取締役徳久 徹及び取締役田中稔一は、社外取締役であります。
 7. 監査役遠藤 修及び監査役田中浩一は、社外監査役であります。

8. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
蓼 田 慎 介	取締役、常務執行役員 企画本部長、CISO	取締役、常務執行役員 エンジニアリング事業本部管掌、企画 本部長、CISO	2017年8月1日
仁 保 信 介	取締役、常務執行役員 エンジニアリング事業本部長	取締役 社長特命事項	2017年9月1日

9. 当事業年度中における取締役及び監査役の重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏名	兼職先の名称	兼職の内容	摘要
蓼 田 慎 介	三井海洋開発株式会社	取締役	2018年3月23日退任
仁 保 信 介	三井海洋開発株式会社	取締役	2018年3月23日退任
遠 藤 修	株式会社GM INVESTMENTS	社外監査役	2017年6月29日就任
	株式会社守谷商会	社外監査役	2017年6月28日就任

10. 監査役田中浩一は、三井物産株式会社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
11. 取締役徳久 徹及び取締役田中稔一並びに監査役遠藤 修及び監査役田中浩一は、各々当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
12. 当社は、取締役徳久 徹及び取締役田中稔一並びに監査役遠藤 修及び監査役田中浩一を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

イ. 当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、役位別に定める額を基準として、全社及び担当部門の業績を反映するなど取締役の貢献度等を勘案した報酬体系としております。その内容は役位別に定める額を基準とした月例報酬、株価連動報酬及び連結業績と連動する利益連動報酬から構成されております。また、監査役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役等の報酬を参考として、監査役の協議により決定しております。

なお、当社の取締役及び執行役員の報酬決定にあたっては、任意の報酬諮問委員会を設置し、同委員会にて取締役及び執行役員の報酬決定に関する方針や報酬制度に関する審議・答申を行い、また報酬水準や報酬決定の指標などが答申に則っているかの確認を行い、これを踏まえ、社長は報酬制度及び報酬決定の指標等を取締役会に付議しております。同委員会の構成は、社長、人事担当取締役及び独立社外取締役2名の計4名を構成員とし、独立社外取締役を委員長としております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (2)	179百万円 (20)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2)	77百万円 (19)
合 計	17名	256百万円

- (注) 1. 上記には、2017年6月28日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 2010年6月25日開催の第107回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額630百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額90百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の取締役に対する報酬等の総額には、利益連動報酬の当事業年度における費用計上額16百万円を含んでおります。
- なお、利益連動報酬の対象として社外取締役は含まれておりません。
5. 株価連動報酬については、本事業報告作成時点において支給額が判明しないため、上記の報酬等の額に含めておりません。
- なお、株価連動報酬の対象として社外取締役は含まれておりません。
6. 当社は、2013年6月27日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役遠藤 修は、株式会社GM INVESTMENTS及び株式会社守谷商会（株式会社GM INVESTMENTSの子会社）の社外監査役を兼任しております。当社は、株式会社GM INVESTMENTSとの間には特別な関係はありません。当社は、株式会社守谷商会との間に機械類の販売及び仕入等に関する取引関係があります。
 - ・ 監査役田中浩一は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社の社外取締役を兼任しております。当社は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社との間には特別な関係はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- ・ 取締役会及び監査役会への出席状況

社外役員	取締役会（15回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 徳 久 徹	15回	100%	－	－
取締役 田 中 稔 一	15回	100%	－	－
監査役 遠 藤 修	15回	100%	14回	100%
監査役 田 中 浩 一	15回	100%	14回	100%

・ 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役徳久 徹は、出席した取締役会においては、政府系金融機関の職員及び海外鉱山への投融資事業会社の経営者としての経験に基づく国際金融及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

取締役田中稔一は、出席した取締役会においては、大手総合化学会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

監査役遠藤 修は、出席した取締役会及び監査役会においては、主に金融機関の経営者としての経験に基づく経済動向及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

監査役田中浩一は、出席した取締役会及び監査役会においては、主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	97百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	221百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、三井海洋開発株式会社の海外子会社、昭和飛行機工業株式会社、Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S及びTGE Marine Gas Engineering GmbHは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、これらが適切であると判断し会計監査人の報酬等の額について同意しました。

4 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、社債発行に係るコンフォート・レター作成業務の対価を支払っております。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、それ以降、内部統制システムのさらなる充実を図るため毎年基本方針の見直しを行っております。当事業年度に係る基本方針は、2017年3月30日開催の取締役会において以下のとおり見直し、決議いたしました。

なお、2018年3月29日開催の取締役会において決議された新しい「内部統制システム構築の基本方針」(2018年4月1日発効)は、当社ウェブサイト (<https://www.mes.co.jp/>) に掲載しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化し、当社及び子会社から成る企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制をより強固にする。
- ロ. 取締役会の監督機能を強化するため、独立した立場である社外取締役を選任する。
- ハ. 取締役会の重要な意思決定・監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るために執行役員制度を導入する。
- ニ. 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保を図る。
- ホ. 監査役並びに監査役会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 各経営会議体の運営に関する社内規程に基づき、各経営会議体の事務局は経営の意思決定及び業務執行に係る記録（電磁的記録を含む）を作成し、これを適切に保存、管理する。
- ロ. 取締役及び監査役は、これらをいつでも閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを推進する。
- ロ. 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とする「特別危機管理委員会」において迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限に止める。
- ハ. 経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理については、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき、各事業本部に「本部内リスク管理検討会議」を設置し、自主リスクチェックを行う。
- ニ. 業務執行部門のリスク管理状況については、独立性及び客観性を持つ監査部の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 定例取締役会並びに必要なに応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営戦略会議及び経営会議等の経営会議体を組織し、それぞれの運営規程に定める機能に応じ経営の重要事項を審議し、意思決定を行う。

- ロ. 取締役会で決定された業務分担により、取締役は責任と権限をもって担当部門において効率的に職務執行を行い、その執行状況について3カ月に1回以上、取締役会にて報告を行う。
- ハ. 取締役会で選任された執行役員へ業務執行に関する権限を委譲することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。
- 二. 取締役会は、目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために全社及び各事業本部の目標値を年度予算として策定させる。その執行状況について3カ月に1回、取締役あるいは執行役員が経営会議構成メンバー他関係者に報告を行うとともに取締役会構成メンバーに報告を行う。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制については、「コンプライアンス運営規程」に基づき、当社取締役の中より選任されたチーフコンプライアンスオフィサー（以下、CCO）を委員長とし、本社、事業所及び子会社のコンプライアンスオフィサーによって構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、監視、啓発活動を推進する。
- ロ. 独占禁止法の遵守については、特に監視活動を強化するため「コンプライアンス委員会」の下部機能としてCCOを委員長、各管理部門及び各事業本部営業担当の幹部従業員を構成メンバーとする「独占禁止法遵守監視委員会」を設置し、監視を徹底する。
- ハ. 企業行動規準の遵守については、当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を推進し、周知徹底する。
- 二. 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、コンプライアンス事務局長及び社外弁護士が当社及び当社子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設け、公益通報者保護法に準拠した「不正通報、相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を確保する。
- ホ. コンプライアンス体制については、監査部の内部監査により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- ヘ. 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努め、財務情報他会社情報の開示については、会社情報の情報開示に関する社内規程に基づき適時・適正な開示を行う。

6 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 企業集団における「企業理念」、「経営姿勢」及び「行動規準」を定め、これを基礎として各社において必要な体制を整える。
- ロ. 経営管理については、子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行う。
- ハ. 企業集団における財務報告に係る内部統制については、自己評価によるセルフチェックに加えて、監査部の内部監査による独立的評価により有効性を検証し、不備があれば是正する。

- ニ. コンプライアンスについては、「コンプライアンス運営規程」を子会社の役職員にも適用し、各子会社においては社長がコンプライアンスオフィサーとして当社の「コンプライアンス委員会」の指導のもとに、各社の実情に応じたコンプライアンス体制を整備する。
- ホ. 子会社の役職員も「ヘルプライン」の利用対象に含める。
- ヘ. 子会社において優先すべき重要なリスクの選定及び適正な対応がなされているか、子会社のリスク管理に関する社内規程「子会社リスク管理運営要領」に基づき当社所管部署を通じて確認・監督を行い、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図る。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助する組織として業務執行部門から独立した「監査役室」を設置し、常勤の使用人を置く。
- ロ. 監査役室に所属する使用人は監査役の指示により監査役の職務の執行を補助する。

8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役室に所属する常勤の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない。
- ロ. 監査役室に所属する常勤の使用人の人事に関しては、監査役と協議し決定する。

9 監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (イ)経営会議体規程に基づき監査役は経営戦略会議及び経営会議に出席し、事務局は監査役に議事録を提出する。
 - (ロ)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
 - (ハ)取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
 - (ニ)監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - (イ)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
 - (ロ)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
 - (ハ)監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対して報告を求めることができる。

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 公益通報者保護法に準拠した「不正通報、相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を図る。

11 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 監査役会が要求した場合は、監査役の職務執行に支障の無い様、適切かつ迅速に費用又は債務の処理を行う。

12 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る。
- ロ. 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効的な監査が行えるよう協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づく体制の整備、運用を行い内部統制システムのさらなる充実を図るよう努めております。2017年度の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

1 内部統制システム推進体制

- イ. 当社では社長の指示に従い全社的な「内部統制システム推進体制」を構築するために、社長より任命された企画本部長を委員長とする「トータルリスク・内部統制委員会」を設置しております。
2017年度において同委員会を4回開催し、リスク管理体制のほか東京証券取引所によるコーポレートガバナンス・コードの適用などコーポレート・ガバナンスの充実並びに従前の財務報告に係る内部統制報告制度への対応などについて審議しております。同委員会の審議結果に基づく提言や報告を、適宜経営会議体及び社長をはじめとする当社役員に行いました。

2 リスク管理体制

- イ. 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクを期初に選定し、その重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを実践しております。
重要なリスクについて経営者により適正な対応がなされているか、「トータルリスク・内部統制委員会」が定期的にモニタリングを行いました。

- ロ. 「全社リスク管理・決裁規準」に基づき各事業本部に設置した「本部内リスク管理検討会議」にて自主リスクチェックを行い、経営に対する影響が大きい事業運営上のリスクについてリスク管理を行いました。
- ハ. 業務執行部門のリスク管理状況について、独立性及び客観性を持つ監査部が社内規程に基づき各事業本部の自主リスクチェックの状況を確認しました。また、年間の監査計画に基づきグループ会社について内部監査を実施しました。

3 コンプライアンス体制

- イ. 「コンプライアンス運営規程」に基づき2017年度において「コンプライアンス委員会」を4回開催し、当社及び子会社のコンプライアンス強化のため、全社横断的な情報交換及び情報の周知を行いました。独占禁止法の遵守については、2017年度において「独占禁止法遵守監視委員会」を4回開催し、継続的に監視を徹底しております。
- ロ. 「企業行動規準」の遵守について、当社新入社員及び管専職のほか子会社新任役員に対するコンプライアンス研修を実施し、継続的に当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を実施しました。
- ハ. 当社では法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社及び子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設けており、公益通報者保護法に準拠した「不正通報、相談制度の運用に関する規程」に基づき、通報があった場合は適切に対応しております。

4 グループ管理体制

- イ. 子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行っております。
- ロ. 2017年度において「子会社リスク管理運営要領」に基づき、子会社において優先すべき重要なリスクの選定及びその重要なリスクについて適正な対応がなされているか当社所管部署を通じて確認・監督を行い、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図るよう努めております。

6 三井E&Sグループの概要について（2018年4月1日現在）

(1) 主要な工場及び営業所等

① 当社（株式会社三井E&Sホールディングス）

本 社	東京都中央区築地5丁目6番4号
事 務 所	玉野総合事務所（岡山県玉野市）、千葉総合事務所（千葉県市原市）、大分総合事務所（大分県大分市）

② 三井E&S造船株式会社

本 社	東京都中央区築地5丁目6番4号
工 場	玉野艦船工場（岡山県玉野市）、千葉工場（千葉県市原市）
支 社 ・ 営 業 所	呉営業所（広島県呉市）、ロンドン駐在員事務所

③ 株式会社三井E&Sマシナリー

本 社	東京都中央区築地5丁目6番4号
工 場	玉野機械工場（岡山県玉野市）、大分工場（大分県大分市）
支 社 ・ 営 業 所	東京営業所（東京都中央区）、京浜営業所（東京都港区）、千葉営業所（千葉県市原市）、中部支社（名古屋市）、名古屋営業所（名古屋市）、関西支社（大阪市）、神戸営業所（神戸市）、岡山営業所（岡山市）

④ 株式会社三井E&Sエンジニアリング

本 社	千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1 ワールドビジネスガーデンマリブイースト棟
支 社 ・ 営 業 所	北海道支店（札幌市）、関西支店（大阪市）、東九州支店（大分県大分市）

⑤ 株式会社三井E&Sビジネスサービス

本 社	東京都中央区築地5丁目6番4号
事 務 所	玉野分室（岡山県玉野市）、千葉分室（千葉県市原市）

(2) 取締役及び監査役の状況

1 当社（株式会社三井E&Sホールディングス）

地 位				担 当	氏 名			
代 表 取 締 役 長				CEO	田 中 孝 雄			
代 表 取 締 役 副 長				社長補佐、CCO（＊ ¹ ）、法務部担当	山 本 隆 樹			
取 締 役				CISO（＊ ² ）、経営企画部及び人事総務部担当	蓑 田 慎 介			
取 締 役				CTO（＊ ³ ）、技術統括部及び監査部担当	西 畑 彰			
取 締 役					古 賀 哲 郎			
取 締 役					岡 良 一			
取 締 役				CFO（＊ ⁴ ）、IR室担当	塩 見 裕 一			
取 締 役				社長特命事項	仁 保 信 介			
取 締 役				（＊ ⁵ ）	徳 久 徹			
取 締 役				（＊ ⁵ ）	田 中 稔 一			
常 勤 監 査 役					平 岩 隆 弘			
常 勤 監 査 役					樋 口 浩 毅			
監 査 役				（＊ ⁶ ）	遠 藤 修			
監 査 役				（＊ ⁶ ）	田 中 浩 一			

(注)（＊¹）CCO：コンプライアンスに関する統括責任者（Chief Compliance Officer）
（＊²）CISO：情報セキュリティ統括責任者（Chief Information Security Officer）
（＊³）CTO：技術統括責任者（Chief Technology Officer）
（＊⁴）CFO：財務統括責任者（Chief Financial Officer）
（＊⁵）社外取締役
（＊⁶）社外監査役

2 三井E&S造船株式会社

地 位	担 当	氏 名
代 表 取 締 役 長	CEO	古 賀 哲 郎
取 副 締 社 役 長 員	CCO（＊１）、企画管理本部長	岩 松 安 則
取 執 行 締 社 役 員	営業本部長	林 慎 一
取 執 行 締 社 役 員	（＊２）	西 畑 彰
取 締 社 役 員	（＊２）	三 宅 一 徳
監 査 役	（＊３）	土 井 裕 文
監 査 役	（＊３）	平 岩 隆 弘
監 査 役	（＊３）	樋 口 浩 毅

(注)（＊１）CCO：コンプライアンスに関する統括責任者（Chief Compliance Officer）

（＊２）非常勤取締役

（＊３）非常勤監査役

3 株式会社三井E&Sマシナリー

地 位	担 当	氏 名
代 表 取 締 役 長	CEO、産業機械事業部長	岡 良 一
取 副 締 社 役 長 員	CCO（＊１）、内部統制監査室長、企画管理部長	村 上 清 彦
取 執 行 締 社 役 員	社会インフラ事業部長	山 田 満
取 執 行 締 社 役 員	PT. MES Machinery Indonesia代表取締役社長	岸 本 泰 樹
取 執 行 締 社 役 員	ディーゼル事業部長、戦略企画室長	田 中 一 郎
取 締 社 役 員	（＊２）	香 西 勇 治
取 締 社 役 員	（＊２）	三 宅 一 徳
監 査 役	（＊３）	松 岡 亨
監 査 役	（＊３）	平 岩 隆 弘
監 査 役	（＊３）	樋 口 浩 毅

(注)（＊１）CCO：コンプライアンスに関する統括責任者（Chief Compliance Officer）

（＊２）非常勤取締役

（＊３）非常勤監査役

4 株式会社三井E&Sエンジニアリング

地 位				担 当	氏 名
代 表 取 締 役 長				CEO	新 牧 拓 也
取 締 役 長				CCO（＊ ¹ ）、経営企画本部長、企画管理部長	瀧 谷 茂 樹
取 締 役 員				インフラ事業部長	黒 坂 佳 司
取 締 役 員				環境・エネルギー事業部長	得 丸 茂
取 締 役					山 下 俊 一
取 締 役				（＊ ² ）	蓑 田 慎 介
取 締 役				（＊ ² ）	塩 見 裕 一
監 査 役					中 村 潔
監 査 役				（＊ ³ ）	平 岩 隆 弘
監 査 役				（＊ ³ ）	樋 口 浩 毅

(注)（＊¹）CCO：コンプライアンスに関する統括責任者（Chief Compliance Officer）

（＊²）非常勤取締役

（＊³）非常勤監査役

5 株式会社三井E&Sビジネスサービス

地 位				担 当	氏 名
代 表 取 締 役 長				CEO、CCO（＊ ¹ ）、企画・統制室担当	田 口 昭 一
取 締 役 員				人事総務サービス部長	大 谷 英 才
取 締 役				（＊ ² ）	山 本 隆 樹
監 査 役				（＊ ³ ）	奈 良 圭 祐

(注)（＊¹）CCO：コンプライアンスに関する統括責任者（Chief Compliance Officer）

（＊²）非常勤取締役

（＊³）非常勤監査役

(メモ欄)

連結計算書類

▶ 連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	1,029,222
流動資産	480,525
現金及び預金	93,698
受取手形及び売掛金	243,767
商品及び製品	4,085
仕掛品	35,661
原材料及び貯蔵品	5,158
繰延税金資産	9,491
短期貸付金	47,227
その他	43,391
貸倒引当金	△1,956
固定資産	548,697
有形固定資産	352,066
建物及び構築物	57,092
機械装置及び運搬具	34,021
土地	245,293
リース資産	8,298
建設仮勘定	4,332
その他	3,027
無形固定資産	30,233
のれん	14,260
その他	15,973
投資その他の資産	166,396
投資有価証券	91,472
長期貸付金	41,380
退職給付に係る資産	5,576
繰延税金資産	8,630
その他	20,071
貸倒引当金	△733
資産合計	1,029,222

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	672,385
流動負債	383,645
支払手形及び買掛金	180,786
短期借入金	11,703
1年内返済予定の長期借入金	62,924
リース債務	1,990
未払法人税等	9,009
繰延税金負債	293
前受金	56,943
保証工事引当金	11,439
受注工事損失引当金	10,327
資産除去債務	8
その他	38,217
固定負債	288,739
社債	50,000
長期借入金	130,649
リース債務	7,116
繰延税金負債	49,950
退職給付に係る負債	12,273
役員退職慰労引当金	345
資産除去債務	1,283
再評価に係る繰延税金負債	18,008
その他	19,111
〔純資産の部〕	356,837
株主資本	193,779
資本金	44,384
資本剰余金	18,799
利益剰余金	135,354
自己株式	△4,759
その他の包括利益累計額	45,380
その他有価証券評価差額金	7,477
繰延ヘッジ損益	△6,786
土地再評価差額金	39,912
為替換算調整勘定	6,093
退職給付に係る調整累計額	△1,316
新株予約権	216
非支配株主持分	117,460
負債及び純資産合計	1,029,222

▶ 連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		703,216
売上原価		654,813
売上総利益		48,402
販売費及び一般管理費		53,627
営業損失		5,224
営業外収益		
受取利息	5,850	
受取配当金	1,339	
持分法による投資利益	5,223	
デリバティブ評価益	42	
その他	2,438	14,894
営業外費用		
支払利息	3,949	
為替差損	1,199	
その他	1,459	6,608
経常利益		3,061
特別利益		
固定資産処分益	7,667	
投資有価証券売却益	3,879	
関係会社株式売却益	491	
関係会社清算益	249	12,287
特別損失		
固定資産処分損	732	
減損損失	3,671	
投資有価証券評価損	7	
関係会社株式評価損	30	4,441
税金等調整前当期純利益		10,907
法人税、住民税及び事業税	7,922	
法人税等調整額	8,284	16,207
当期純損失		5,300
非支配株主に帰属する当期純利益		4,836
親会社株主に帰属する当期純損失		10,137

計算書類

▶ 貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	470,566
流動資産	179,463
現金及び預金	37,508
受取手形	1,324
売掛金	82,798
製品	3,027
仕掛品	26,187
原材料及び貯蔵品	2,321
前渡金	2,715
前払費用	13
繰延税金資産	5,034
短期貸付金	2,970
その他	16,430
貸倒引当金	△870
固定資産	291,103
有形固定資産	129,008
建物	15,180
構築物	8,043
ドック船台	859
機械及び装置	11,453
船舶	11
車両運搬具	137
工具器具備品	1,293
土地	84,194
リース資産	5,108
建設仮勘定	2,727
無形固定資産	1,723
特許権	62
ソフトウェア	1,592
その他	67
投資その他の資産	160,371
投資有価証券	25,770
関係会社株式	109,178
出資金	10
関係会社出資金	6,381
長期貸付金	353
関係会社長期貸付金	5,986
破産更生債権等	32
長期前払費用	10
前払年金費用	7,407
繰延税金資産	3,901
その他	1,622
貸倒引当金	△285
資産合計	470,566

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	361,643
流動負債	205,553
支払手形	20,284
買掛金	39,305
短期借入金	10,639
1年内返済予定の長期借入金	43,872
リース債務	1,538
未払金	2,595
未払費用	5,956
未払法人税等	701
前受金	35,438
預り金	32,300
保証工事引当金	2,837
受注工事損失引当金	10,081
その他	2
固定負債	156,089
社債	50,000
長期借入金	78,588
リース債務	4,025
再評価に係る繰延税金負債	17,711
関係会社事業損失引当金	3,771
特別環境保全費用引当金	969
資産除去債務	560
その他	461
〔純資産の部〕	108,923
株主資本	61,829
資本金	44,384
資本剰余金	18,154
資本準備金	18,154
利益剰余金	4,050
その他利益剰余金	4,050
特別償却準備金	794
固定資産圧縮積立金	2,295
繰越利益剰余金	960
自己株式	△4,759
評価・換算差額等	46,876
その他有価証券評価差額金	6,583
繰延ヘッジ損益	286
土地再評価差額金	40,006
新株予約権	216
負債及び純資産合計	470,566

▶ 損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		246,798
売上原価		238,477
売上総利益		8,320
販売費及び一般管理費		16,040
営業損失		7,720
営業外収益		
受取利息	331	
受取配当金	6,375	
貸倒引当金戻入益	1,230	
その他	368	8,306
営業外費用		
支払利息	1,028	
社債利息	403	
その他	848	2,281
経常損失		1,694
特別利益		
固定資産処分益	4,651	
投資有価証券売却益	3,870	8,522
特別損失		
固定資産処分損	397	
減損損失	0	
投資有価証券評価損	5	
関係会社株式評価損	16,339	
関係会社事業損失引当金繰入額	740	17,483
税引前当期純損失		10,656
法人税、住民税及び事業税	1,413	
法人税等調整額	4,659	6,073
当期純損失		16,729

独立監査人の監査報告書

2018年5月15日

株式会社三井E&Sホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 輝 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 久 善 栄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 田 芳 明 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三井E&Sホールディングス（旧社名 三井造船株式会社）の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井E&Sホールディングス（旧社名 三井造船株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

» 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月15日

株式会社三井E&Sホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 輝 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 久 善 栄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 田 芳 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三井E&Sホールディングス（旧社名三井造船株式会社）の2017年4月1日から2018年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2018年4月1日付で会社を分割会社、100%子会社である3社を承継会社とする吸収分割を実施し、持株会社体制に移行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

》 監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第115期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月18日

株式会社三井E&Sホールディングス 監査役会

常勤監査役	平	岩	隆	弘	㊟
常勤監査役	樋	口	浩	毅	㊟
監査役	遠	藤	修	修	㊟
監査役	田	中	浩	一	㊟

(注) 監査役遠藤 修及び田中浩一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

■ 当社HPリニューアルのお知らせ

本年4月1日から、当社ホームページをリニューアルしました。直接URLをご入力いただくか、サイト検索にてアクセスしてください。

 <https://www.mes.co.jp/investor/>

三井E&S IR



当社ホームページでは、IR情報、中期経営計画、サステナビリティへの取り組みを掲載しておりますのでご覧ください。スマートフォンからでもご覧いただけます。

■ 単元未満株式買取・買増請求制度のご案内

買取請求

100株未満の株式を、当社に対して**市場価格で売却できる制度**です。

<例> 60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。

$$\boxed{60\text{株}} - \boxed{60\text{株}} = \boxed{\text{¥}} \quad \text{現金化}$$

当社に市場価格で売却

買増請求

100株(単元株式)に不足する数の株式を、当社から**市場価格で買い増し、単元株にすることが**できる制度です。

<例> 60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることができます。

$$\boxed{60\text{株}} + \boxed{40\text{株}} = \boxed{100\text{株}}$$

40株を当社から市場価格で購入 単元株式(100株)

■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	毎年6月開催
同総会の議決権の基準日	毎年3月31日
期末配当の基準日	毎年3月31日
中間配当の基準日	毎年9月30日
公告方法	電子公告（ https://www.mes.co.jp/ ） 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載します。
1単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令等に定められた通り、税務署へ提出する支払調書に株主さまのマイナンバーを記載します。

マイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となりますので、お取引の証券会社等へお届出ください。

郵送物ご送付先・電話お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

ゆうちょ銀行口座配当金受取りサービス開始のご案内

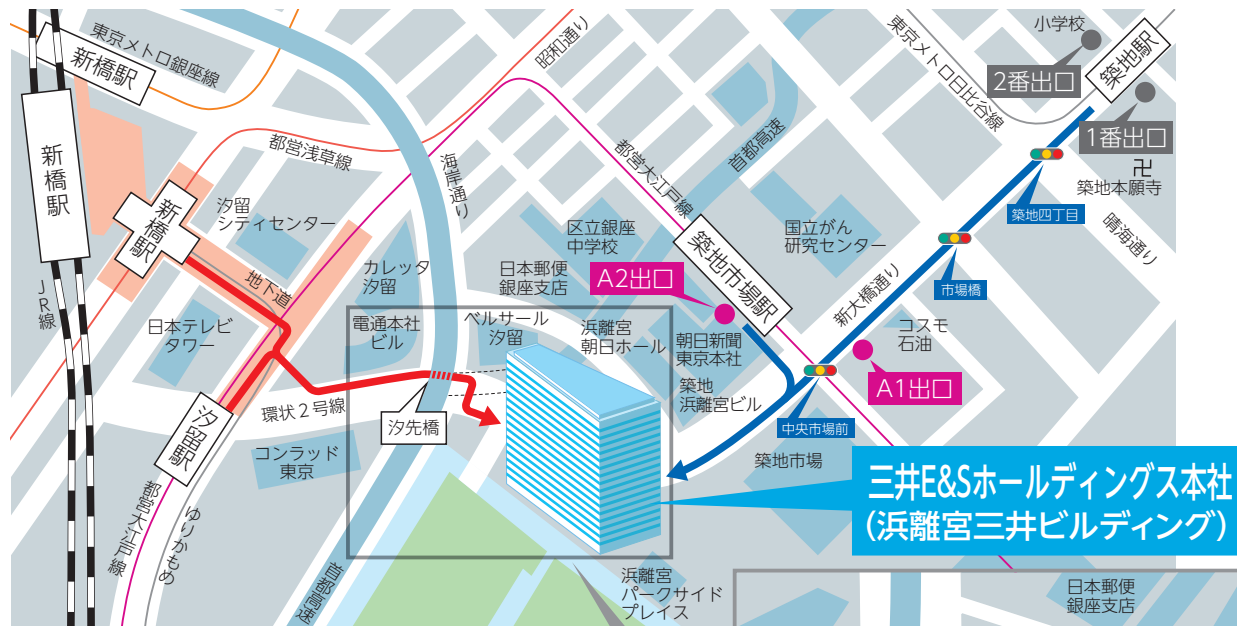
当社は従来の配当金のお受取り方法に加え、2016年4月1日より、ゆうちょ銀行口座配当金受取りサービスを開始しております。詳細については、証券会社の口座に株式を保有されている株主さまは株主さまの口座のある証券会社に、特別口座に株式を保有されている株主さまは上記の三井住友信託銀行株式会社 証券代行部にご連絡ください。



- ① 汐留方面出口(地下)より「都営地下鉄 新橋駅」の看板を見て直進。階段を下る。
- ② 「PLAZA」「タワーレコード」を見ながら シオサイト地下道を直進。
- ③ 「マクドナルド」手前右手のエスカレーターで1フロア昇る。
- ④ エスカレーターを昇ったら右手の自動ドアから屋外の階段に出る。
- ⑤ 階段を上ったら環状2号線沿いに進み、首都高速下の交差点へ。
- ⑥ 首都高速下の横断歩道をベルサール 汐留側に渡し、右折。
- ⑦ 浜離宮側に再度横断歩道を渡し、左折して新大橋通り沿いに進む。

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、廃止させていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図



会場

東京都中央区築地5丁目6番4号
浜離宮三井ビルディング 2階

※受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。

※駐車場はございませんので、お車でのご来場は、ご注意ください。

交通

JR線・銀座線
都営浅草線「新橋」駅 —— 徒歩15分

※汐留方面出口(地下)よりシオサイト地下道を直進、カレッタ汐留(電通本社ビル)から地上へ出て(詳細は前頁)首都高速下横断歩道を渡り右折。新大橋通り沿いに進む。

都営大江戸線「汐留」駅 —— 新橋駅方面改札より徒歩5分

都営大江戸線「築地市場」駅 - **A1** または **A2** 出口より徒歩5分

日比谷線「築地」駅 —— 築地本願寺方面改札 **1番** または **2番** 出口より徒歩12分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。